

ロシア 特許法

2003年2月7日連邦法第22-FZ号により改正された1992年9月23日第3517-I号
2003年3月11日施行

目次

第I章 総則

- 第1条 法律による規制関係
- 第2条 知的所有権に関する連邦行政当局
- 第3条 発明，実用新案及び意匠の法的保護

第II章 特許性の要件

- 第4条 発明の特許性の要件
- 第5条 実用新案の特許性の要件
- 第6条 意匠の特許性の要件

第III章 創作者及び特許所有者

- 第7条 発明，実用新案又は意匠の創作者
- 第8条 特許所有者
- 第9条 国の契約の履行中に創作された発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利

第IV章 発明，実用新案又は意匠の排他的権利

- 第10条 特許所有者の権利及び義務
- 第11条 特許所有者の排他的権利の侵害と認められない行為
- 第12条 先使用権
- 第13条 発明，実用新案又は意匠を実施する権利の付与
- 第14条 特許侵害

第V章 特許付与

- 第15条 発明，実用新案又は意匠に係る特許出願
- 第16条 発明特許に係る出願
- 第17条 実用新案特許の付与に係る出願
- 第18条 意匠特許の付与に関する出願
- 第19条 発明，実用新案又は意匠の優先権
- 第20条 発明，実用新案又は意匠の出願書類の補正又は訂正
- 第21条 特許出願の審査
- 第22条 仮の法的保護
- 第23条 実用新案出願の審査
- 第24条 意匠出願の審査
- 第25条 特許付与についての情報の公告

- 第 26 条 発明，実用新案及び意匠の登録，特許の付与
- 第 27 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の付与に係る出願の取下
- 第 28 条 出願の変更

第 VI 章 特許の消滅及び更新

- 第 29 条 特許，実用新案又は意匠の無効
- 第 30 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の早期終了
- 第 30-1 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の回復，付与後実施の権利

第 VI-1 章 秘密発明の保護

- 第 30-2 条 秘密発明に係る特許の付与に関する出願の提出及び処理
- 第 30-3 条 秘密発明に係る特許の登録及び付与，秘密発明についての情報
- 第 30-4 条 発明の秘密区分格付けの変更及び秘密区分解除
- 第 30-5 条 秘密発明に係る特許の無効
- 第 30-6 条 秘密発明の排他的権利

第 VII 章 特許所有者及び発明者の権利の保護

- 第 31 条 訴訟手続における紛争の解決
- 第 32 条 本法違反に係る責任

第 VIII 章 最終条項

- 第 33 条 特許料
- 第 34 条 発明，実用新案及び意匠の創作及び実施の国による推進
- 第 35 条 発明又は実用新案に対する外国における特許付与
- 第 36 条 外国人及び外国法人の権利
- 第 37 条 国際条約
- 第 37-1 条 本法により管理される出願の効力を有する国際及びユーラシア出願
- 第 37-2 条 同一の発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦の特許

第1章 総則

第1条 法律による規制関係

本法は、発明、実用新案及び意匠の法的保護及び実施に関連して生じる関係を規制する。

第2条 知的所有権に関する連邦行政当局

知的所有権に関する連邦行政当局は、発明、実用新案及び意匠の法的保護の分野における政府の政策を遂行し、かつ、以下に規定するこの分野における機能を果たす。

知的所有権に関する連邦行政当局は、以下に規定する場合において、その権限に基づき、本法の適用に関する規則を定める。

第3条 発明、実用新案及び意匠の法的保護

(1) 発明、実用新案及び意匠の権利は、法律により保護し、発明特許、実用新案特許及び意匠特許により証明する。

(2) 特許は、発明、実用新案又は意匠に係る優先日及び創作者としての身分並びに発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利を証明する。

(3) 発明特許の期間は、知的所有権に関する連邦行政当局による出願の受領日から20年である。

医薬品、殺虫剤又は農薬であってその使用について適正に発出された許可を必要とするものに係る特許の期間は、特許の所有者から請求があったときは、発明出願日から最初の許可を受けた日までの期間から5年を減じた期間のみを、知的所有権に関する連邦行政当局が延長する。ただし、発明特許に係る延長期間は、5年を超えてはならない。前記請求は、特許の有効期間内で、許可を受けた日又は特許付与日の何れか遅く経過する日から6月以内に提出しなければならない。

実用新案特許の期間は、知的所有権に関する連邦行政当局による出願の受領日から5年である。知的所有権に関する連邦行政当局は、特許の所有者の請求があったときは、この期間を3年を超えない期間のみ延長することができる。

意匠特許の期間は、知的所有権に関する連邦行政当局による出願の受領日から10年である。知的所有権に関する連邦行政当局は、特許の所有者の請求があったときは、この期間を5年を超えない期間のみ延長することができる。

発明、実用新案又は意匠に係る特許の延長に係る手続は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

以下に規定する分割出願に基づいて付与された発明、実用新案又は意匠に係る期間を計算する際、出願受領の日は、知的所有権に関する連邦行政当局による最初の出願の受領日とする。

(4) 発明特許又は実用新案特許による法的保護の範囲は、クレームにより決定する。クレームを解釈するために、明細書及び図面を用いることができる。

意匠特許による法的保護の範囲は、当該物品の表示に示され、かつ、意匠の本質的特徴の一覧に記載された本質的特徴の総体により決定する。

(5) 本法の規定は、本法第VI-1章に規定する秘密の発明(国家の秘密である情報を含む発明)の保護及び使用に係る特別の条件とともに、秘密の発明に適用する。

国家が秘密を宣言した実用新案及び意匠に関しては、本法に基づく法的保護は与えない。

第 11 章 特許性の要件

第 4 条 発明の特許性の要件

(1) 物(たとえば装置, 物質, 微生物の株, 植物若しくは動物の細胞培養物)又は製法(物的手段を用いて有形物に影響を及ぼす製法)に関する何れかの分野における技術的解決は 発明として保護される。

発明は, それが新規なもので, 進歩性を有し, かつ産業上利用可能なものであるときは, 法的保護が与えられる。

発明は, 先行技術によって予測されないときは, 新規なものとみなされる。

発明は, 技術水準からみて, 当該技術の熟練者に自明でないときは進歩性を有する。

技術水準は, 当該発明の優先日前に, 世界の何れかの場所において公開され, 公衆に入手可能とされた情報のすべてからなる。

発明の新規性を判断する場合, 技術水準には, 他の出願人がロシア連邦に出願した発明及び実用新案に係る出願であって, 先の優先権を有し, その出願書類を本法第 21 条(6)又は第 25 条の第 2 文に基づいて何人も閲覧することができるもの, 並びにロシア連邦において特許を受けた発明及び実用新案も含む。

発明は, 工業, 農業, 公衆衛生及び経済のその他の部門において実施可能なときは, 産業上利用可能なものとみなす。

発明者, 出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示であって, 発明の本質に関する情報を公衆に入手可能にしたものは, 当該発明が情報開示から 6 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願されていたときは, 当該発明の特許性を失うものとはみなされない。

前記の場合の立証責任は, 出願人側にある。

(2) 次に掲げるものは, 本法に基づいて特許を受けることができる発明とは認めない。

- 発見並びに科学的理論及び数学的方法
- 審美的要求を充たすことを意図した, 製品の外観のみに関する提案
- ゲームの規則及び方法, 知的又は事業の活動
- コンピュータ・ソフトウェア
- 情報の提示に関する提案

現規則は, 発明に対する特許付与を求める出願において上記内容そのものに言及する場合にのみ, 上掲のものを発明とみなしてはならないということを意味する。

(3) 次に掲げるものは, 本法に基づいて特許を受けることができる発明とは認めない。

- 植物品種及び動物品種
- 集積回路の回路配置
- 公共の利益, 人道的原則又は道徳に反する提案

第 5 条 実用新案の特許性の要件

(1) 装置に関する技術的解決は, 実用新案として保護する。

実用新案は, 新規なものでかつ産業上利用可能なものであれば特許性があると認める。

実用新案は, その本質的特徴全体が先行技術によって予測されないときは新規なものである。

技術水準は, クレームされている実用新案の優先日前に世界の何れかの場所で, 類似した機

能の装置に関して及びロシア連邦におけるその使用に関して公開され公衆による入手が可能になったすべての情報を含む。技術水準は、先の優先権を有することを条件として、他の出願人がロシア連邦において出願した発明及び実用新案に係るすべての出願であって、その出願の書類を本法第 21 条(6)又は第 25 条第 2 文に基づいて何人も閲覧することができるもの、並びにロシア連邦において特許を受けた発明及び実用新案も含む。

実用新案は、工業、農業、公衆衛生及び経済その他の部門において実施可能なときは、産業上利用可能なものである。

考案者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による実用新案に関する情報の開示であって、当該実用新案の本質に関する情報を公開したものは、当該実用新案が当該情報の開示から 6 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願していたときは、当該実用新案の特許性を失うものとはみなされない。前記の場合の立証責任は、出願人側にある。

(2) 次に掲げるものは、実用新案として保護しない。

- 審美的要求を充たすことを意図した、製品の外観のみに関する提案
- 集積回路の回路配置
- 公共の利益、人道的原則又は道徳に反する提案

第 6 条 意匠の特許性の要件

(1) 工業的に又は職人により製造された物品の芸術的意匠による表示であって、当該物品の外観を定義するものは、意匠として保護する。

意匠は、新規かつ独創的なものであるときは、保護を与える。

意匠は、物品の表示において示されており、かつ、意匠の本質的特徴の一覧に記載されている本質的特徴全体が、その意匠の優先日前に世界の何れの場所においても、一般に利用可能な情報から知られていなかったときは、新規なものともみなす。

意匠の新規性を判断する際は、他人がロシア連邦において出願した意匠に係るすべての出願であって先の優先権を有し、その出願書類を本法第 25 条第 2 文に基づいて何人も閲覧することができるもの、並びにロシア連邦において特許を受けた意匠も考慮しなければならない。

意匠は、物品に特有の外観における創作性を本質的特徴が明確にするときは、独創的なものとみなされる。

意匠の本質的特徴には、物品の外観の審美的及び / 又は人間工学的な特性を定める特徴、特に、形状、輪郭、装飾及び色の組合せが含まれる。

意匠に関する情報開示は、創作者、出願人又はこれらの者から直接又は間接に情報を得た者によって行われ、意匠の本質に関する情報を公開する内容のものである場合に、当該意匠が当該情報開示から 6 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願されたときは、意匠の特許性を失うものとはみなされない。前記の場合の立証責任は、出願人側にある。

(2) 次に掲げるものは、特許を受けることができる意匠と認めない。

- 専ら物品の技術的機能により定められる解決
- 建築物(ささいな建築形態を除く。)及び工業上、水圧技術上又は他の固定構造物に関する解決
- 印刷物それ自体に関する解決
- 液体、気体及び乾燥物質等の安定していない形状の主題に関する解決
- 公の利益、人道的原則又は道徳に反する物品

第 III 章 創作者及び特許所有者

第 7 条 発明，実用新案又は意匠の創作者

(1) 創作的活動により発明，実用新案又は意匠を生み出した自然人は，それらの創作者と認められる。

(2) 発明，実用新案又は意匠が複数の自然人の共同創作活動により生み出された場合は，それらの者をこれらの共同創作者と認める。創作者の権利を行使する条件は，共同創作者間の合意により定めるものとする。

発明，実用新案又は意匠の創作に個人的に創作の貢献をせず，創作者(若しくは共同創作者)に技術的，組織的若しくは物的に援助するのみであり，又は創作者(若しくは共同創作者)に工業所有権の主題の法的権利の確保を援助し若しくはその行使に寄与したのみの者は，共同発明者とは認められない。

(3) 創作者としての権利は譲渡できない個人的権利であり，無期限に保護される。

第 8 条 特許所有者

(1) 特許は，次に掲げる者に付与する。

- 発明，実用新案又は意匠の創作者
- (2)に規定されている場合における使用者
- 上記の者の承継人

(2) 自己の雇用義務又は使用者に係る特定の職務の遂行に関連して従業者(創作者)により創作された発明，実用新案又は意匠(職務発明，職務実用新案，職務意匠)に係る特許を受ける権利は，当事者間の契約に別段の合意がある場合を除き，使用者に帰属する。

発明，実用新案又は意匠として保護されるものとして従業者(創作者)が得た結果に関して使用者へ通知した日から 4 月以内に，使用者が，当該発明，実用新案又は意匠に係る特許出願を知的所有権に関する連邦行政当局にせず，職務発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利を第三者に移転せず，かつ，当該結果に関する情報を秘密にしておくことについて従業者(創作者)に通知しなかった場合は，当該発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利は，従業者(創作者)に帰属する。この場合，使用者は，契約において合意したところにより特許所有者に補償を支払って，特許期間中に，当該職務発明，実用新案又は意匠を自己の事業において実施する権利を有する。

使用者が職務発明，職務実用新案若しくは職務意匠に係る特許を受け，当該発明，実用新案若しくは意匠に関する情報を秘密にしておくことを決定し，当該特許を受ける権利を第三者に移転し，又は特許を求めた出願が自己の責による理由で特許を受けられなかった場合は，当該発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利を有さない従業者(創作者)は，報酬を受ける権利を有する。報酬の額及び支払手続は，従業者(創作者)と使用者との間の契約において定める。契約条件に関して一方の当事者が他方の当事者に書面により提案してから 3 月以内に両当事者が契約条件に関して合意に達しなかった場合は，報酬に関する係争は，裁判所において解決することができる。

ロシア連邦政府は，職務発明，職務実用新案及び職務意匠の報酬の基準最低額を定めることができる。

第9条 国の契約の履行中に創作された発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利

(1) 連邦国家のための又はロシア連邦の構成主体のための国の契約に基づく職務を履行している間に創作された発明，実用新案又は意匠に係る特許を受ける権利は，国の契約においてこの権利がロシア連邦又はロシア連邦の構成主体に属する旨を定めていない限り，国家顧客 (state customer) が代理して行動する契約者に帰属する。

国の契約に基づいて，特許を受ける権利がロシア連邦又はその構成主体に帰属する場合は，国家顧客は，発明，実用新案又は意匠として保護を受けることができる結果に関して契約者が書面により通知してから6月以内に，特許を出願することができる。国家顧客が上記期間内に出願しなかった場合は，契約者が，特許を受ける権利を有する。

(2) (1)に従って連邦国家のための又はロシア連邦の構成主体のための国の契約に基づく職務を履行している間に創作された発明，実用新案又は意匠に係る特許がロシア連邦又はその構成主体に付与されなかった場合は，特許所有者は，国家顧客の請求があったときは，ロシア連邦の連邦国家のために又は構成主体のために職務を履行し又は製品を供給する目的で，当該発明，実用新案又は意匠を実施するための非排他的な無料のライセンスを当該顧客が指名した者に提供しなければならない。

(3) 発明，実用新案又は意匠の創作者であって特許所有者でないものは，(1)に従って特許所有者から報酬の支払を受ける。第8条(2)の規定は，かかる報酬の支払について適用する。

(2)に規定する非排他的な無料のライセンスが付与された場合は，創作者に対する報酬はライセンス付与を請求した国家顧客が支払う。報酬は，国の契約に基づく職務を履行する目的で国家顧客に配分された資金から支払う。

第 IV 章 発明，実用新案又は意匠の排他的権利

第 10 条 特許所有者の権利及び義務

(1) 特許所有者は，発明，実用新案又は意匠の排他的権利を有する。何人も，特許所有者から許可を得ず，特許を受けた発明，実用新案又は意匠を実施する権利及び次のことを行う権利を有さない。ただし，かかる行為が本法の下で特許所有者の排他的権利に違反しない場合を除く。

- 特許を受けた発明若しくは実用新案を組み入れた物又は特許を受けた意匠を組み入れた物品をロシア連邦へ輸入，製造，利用，販売の申出，販売，他の態様で民間へ流通させ又はこれらの目的で保管すること

- 特許を受けた方法により直接得られた物に関して第 2 段落に記載される行為をすること。尚，特許を受けた方法により得られる物が新規のものである場合に，それと同一の物は，反対の証拠がないときは特許を受けた方法から得られたものとみなされる。

- 用途に従って機能させる(利用する)際に特許を受けた方法を必然的に用いる装置に関して，第 2 段落に記載される行為をすること

- 特許を受けた発明を利用した方法を実施すること

発明，実用新案又は意匠を複数の者が共有している場合，当該発明，実用新案又は意匠の実施に係る手続は，これらの者の間の契約において定める。かかる契約が存在しない場合は，各特許所有者は，自己の自由裁量により当該特許を受けた発明，実用新案又は意匠を実施することができるが，他の特許所有者の同意を得ずに，第三者に対しライセンスを付与し又は排他的権利を譲渡(特許を譲渡)することはできない。

(2) 発明若しくは実用新案の独立クレームに記載されているその発明若しくは実用新案の各特徴，又はそれと同等の特徴であって，物若しくは製法に関して(1)に掲げる行為が実行される前に当該技術において同等なものとして知られている特徴が，物品に含まれ，また，製法に用いられている場合は，当該特許を受けた発明又は実用新案は，当該物品又は製法において実施されたものとみなされる。

特許を受けた意匠は，意匠の本質的特徴の一覧に記載された意匠のすべての本質的特徴を物品が含み，その表示に反映している場合は，当該物品において実施しているものとみなされる。

特許を受けた発明又は実用新案を実施するときに，他の特許を受けた発明又は実用新案の独立クレームに記載されているすべての特徴も用いている場合，及び特許を受けた意匠が，他の特許を受けた意匠の本質的特徴の一覧に記載されているすべての特徴を用いている場合は，当該他の特許を受けた発明，実用新案及び意匠も実施しているものとみなされる。

(3) 特許所有者及び当該権利の移転を受けた者が，特許を受けた発明又は意匠を，特許を受けてから 4 年間，また，特許を受けた実用新案については特許を受けてから 3 年間，実施せず又は十分に実施せず，それによりその商品若しくはサービスがそれに係る市場へ十分に提供されなくなった場合は，当該特許を受けた発明，実用新案又は意匠を実施する意思があり及び準備している者は，慣行として一般に受け入れられた条件でライセンス契約を締結することを特許所有者に拒絶されたことを条件として，当該発明，実用新案又は意匠を実施するための強制非排他的ライセンスを求めて，ロシア連邦の領域において，ライセンス条件の案を(実施の範囲並びに支払の額，手続及び条件も含めて)請求に記載して，特許所有者に対し

て訴訟を提起する権利を有する。特許所有者が発明，実用新案又は意匠の不実施又は不十分な実施が正当な理由で生じたことを証明しなかった場合は，裁判所は，当該ライセンスの付与及びその条件を決定する。支払の総額は，少なくとも類似の状況において設定されるライセンス価格と同じに定められる。

強制非排他的ライセンスが付与される原因となった状況が消滅し，かつ，再び生じる虞がない場合に，特許所有者からの訴訟が提起されたときは，裁判所は，かかるライセンスを終止させることができる。この場合，裁判所は，強制非排他的ライセンスを取得した者によるかかるライセンスの取得から生じた権利の行使の終止に係る条件及び手続を定める。

(4) 特許所有者が，自己が排他的権利を有する発明を，発明又は実用新案に係る他の特許の所有者の権利を侵害せずには実施することができない場合に，他の特許の所有者が一般に受け入れられた条件でライセンス契約を締結することを拒絶したときは，当該特許所有者は，自己が排他的権利を有する発明が他の特許の所有者の発明又は実用新案に比較して著しい経済的利点を有する重要な技術的成果を伴うものであることを条件として，ロシア連邦の領域において，他の特許の所有者の発明又は実用新案を実施するための強制非排他的ライセンスを求めて，ライセンス条件の案を実施の範囲並びに支払の額，条件及び手続も含めて請求に記載して，他の特許の所有者に対して訴訟を提起する権利を有する。

裁判所の決定に基づいて当該ライセンスを付与する際，支払の総額は，類似の状況において通常決定されるライセンス料以上に定める。ここに規定するところに基づき強制非排他的ライセンスが付与された場合は，発明又は実用新案に係る特許の所有者であってこれらを実施する権利が当該ライセンスに基づいて他人に付与された者もまた，他人に付与された強制非排他的ライセンスと連携する発明を実施するための非排他的ライセンスを，慣行として一般に受け入れられている条件に基づいて取得する権利を有する。

(5) 特許所有者は，発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利を個人又は法人に移転する(特許を譲渡する)ことができる。排他的権利の移転(特許の譲渡)に関する合意は，知的所有権に関する連邦行政当局に登録するものとし，かつ，かかる登録なしには効力を有さない。

(6) 発明，実用新案又は意匠及びこれらを取得する権利は，相続により移転することができるものとする。

第 11 条 特許所有者の排他的権利の侵害と認められない行為

次に掲げる行為は，特許所有者の排他的権利の侵害とはならない。

- 特許を受けた発明若しくは実用新案を組み入れた物又は特許を受けた意匠を組み入れた装置を外国の輸送手段(河川・海，空中，自動車・鉄道輸送，宇宙船)の構造，補助器具又は操作において使用すること。ただし，かかる輸送手段がロシア連邦の領域に一時的又は偶発的に所在していること，及びかかる物又は装置が当該輸送手段の必要のためにのみ使用されていることを条件とする。かかる行為は，ロシア連邦において登録された輸送手段に関して類似の権利を付与する外国の輸送手段に関して，特許所有者の排他的権利の侵害とはならない。

- 特許を受けた発明若しくは実用新案を組み入れた物若しくは方法，若しくは特許を受けた意匠を組み入れた装置に関して科学的に研究すること，又は係る物，方法若しくは装置を用いて実験すること

- 特許を受けた発明，実用新案又は意匠を緊急事態(天災，災難又は事故)において使用すること。ただし，特許所有者ができる限り速やかに通知を受け，かつ，相応する補償の支払を

受けることを条件とする。

- 特許を受けた発明，実用新案又は意匠を事業活動に関連しない，個人，家族，家庭又はその他の必要性のために使用すること。ただし，かかる使用が利益(収入)を得ることを目的としないことを条件とする。

- 特許を受けた発明を用いた薬剤を医師の処方に基づいて薬局で随時に調合すること

- 特許を受けた発明若しくは実用新案を組み入れた物又は特許を受けた意匠を組み入れた装置を特許所有者又は特許所有者から許可を受けた他の者が先にロシア連邦において流通していた場合において，これらの物又は装置をロシア連邦へ輸入，利用，販売の申出，販売，その他の民間での流通への導入又はこれらの目的で保管すること

第 12 条 先使用权

特許を受けた発明，実用新案又は意匠に類似した解決を，当該特許を受けた発明，実用新案又は意匠の優先日前にその発明者に関係なくロシア連邦の領域内で善意で創作し若しくは実施し，又はその実施のために必要な準備をしていた自然人又は法人は，何人も，その範囲を拡大しない限り，無償でその実施を継続する権利を有する。

先使用者の権利は，その実施若しくはその実施のために必要な準備がなされている生産に係る事業と一括してのみ，その先使用者から他の自然人又は法人に移転することができる。

第 13 条 発明，実用新案又は意匠を実施する権利の付与

(1) 特許を受けた発明，実用新案又は意匠の実施を望む自然人又は法人は，これらの所有者から(ライセンス契約に基づいて)許可を得る必要がある。ライセンス契約に基づき，特許所有者(許諾者)は，その契約に定められた範囲で，保護された発明，実用新案又は意匠を実施する権利を他人(実施権者)に付与し，当該他人は，許諾者に対する契約に定められた料金の支払及び/又はその他履行の義務を負う。

排他的ライセンス契約は，契約に定められた範囲で当該発明，実用新案又は意匠を実施する排他的権利を実施権者に与えるが，その範囲外については，許諾者は，当該発明，実用新案又は意匠が実施権者に移転されない限り，これらのものを実施する権利を保持する。非排他的ライセンスは，実施権者に当該発明，実用新案又は意匠を実施する権利を付与する一方，許諾者に対しては，第三者にライセンスを付与する権利を含め，特許から生じるすべての権利を保持することを許容する。

(2) 特許所有者は，発明，実用新案又は意匠を実施する権利を何人にも付与できることを求める申請を知的所有権に関する連邦行政当局に提出することができる(オープンライセンス)。この場合の特許維持年金の額は，知的所有権に関する連邦行政当局がかかる申請に関する情報を公告した年の翌年から，50%減額される。当該発明，実用新案又は意匠を実施することを望む者は，料金に関する取決めを特許所有者と結ばなければならない。特許所有者は，当該公告の日から2年の間に料金取決めを結ぶための提案を書面により受領しなかった場合は2年が経過したとき，その申請の取消を知的所有権に関する連邦行政当局に請求することができる。この場合，特許維持年金は，当該申請の公告以降の全期間について全額納付するものとし，かつ，それ以降も全額納付しなければならない。知的所有権に関する連邦行政当局は，申請の取消に関する通知を公告する。

(3) 発明の創作者である出願人は，発明に係る特許出願を行う際に，特許が付与された場合

は当該発明の排他的権利の移転を希望する旨を表明してその希望を特許所有者及び知的所有権に関する連邦行政当局に伝えた最初の者であってロシア連邦の国民又はロシアの法人である者へ、一般に用いられている条件に基づいて移転する(特許を譲渡する)ことを約束する旨の宣言書を添付することができる。

かかる宣言書が添付された出願の場合、本法に基づいて定める特許料は、当該出願に基づいて付与された発明の特許に関しては課さないものとする。知的所有権に関する連邦行政当局は、かかる宣言書に関する通知を公告する。特許所有者は、発明に係る排他的権利の移転(特許譲渡)に関する取決めにかかる希望を表明した者と結ばなければならない。

発明に係る排他的権利の移転(特許譲渡)に関する取決めを特許所有者と結んだ者は、特許所有者が免除されているすべての特許料を納付しなければならない。それ以降は、特許料は、定められた手続に従って納付するものとする。

発明に係る排他的権利の移転(特許譲渡)を知的所有権に関する連邦行政当局に登録するためには、取決めの登録を求める請求に、特許所有者が免除されているすべての特許料の納付を証明する書類による裏付けがなければならない。

当該特許の付与に関する公告から2年間、知的所有権に関する連邦行政当局が発明に係る排他的権利の移転(特許譲渡)に関する取決めを結ぶ希望について書面による通知を受領しなかった場合は、特許所有者は、2年が経過したとき、その宣言の取消を知的所有権に関する連邦行政当局に申請することができる。この場合、特許所有者が納付を免除されていた本法に基づいて規定されている特許料を納付するものとする。

それ以降、特許料は、定められた手続に従って納付するものとする。知的所有権に関する連邦行政当局は、前記宣言の取消に関する通知を公報で公告する。

(4) ロシア連邦政府は、国の安全のために、特許所有者の許可を得ることなしに発明、実用新案又は意匠の実施を許可することができる。ただし、それについて特許所有者に通知し、かつ、適切な補償金を同人に支払うものとする。

(5) 発明、実用新案又は意匠の実施に関するライセンス取決めは、知的所有権に関する連邦行政当局に登録しなければならない。この登録がされない場合は、ライセンス取決めは効力を有さない。

第14条 特許侵害

(1) 特許を受けた発明、実用新案又は意匠を本法に違反して実施する自然人又は法人は、当該特許を侵害するものとみなされる。

(2) 特許所有者は、次の事項を要求する権利を有する。

- 特許侵害の終止
- 特許侵害者による民事法に基づく損失の補償
- 自己の事業の評判を保護するための裁判所の決定の公告
- ロシアの法律に基づいて規定されたその他の救済方法

(3) 排他的実施権者も、ライセンス契約で別段の定めがある場合を除き、特許侵害者に対して訴訟を提起することができる。

第V章 特許付与

第15条 発明，実用新案又は意匠に係る特許出願

(1) 発明，実用新案又は意匠に係る特許の付与に係る出願は，本法に基づいて規定するところにより特許を受けることができる者(以下「出願人」という。)が知的所有権に関する連邦行政当局に提出しなければならない。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局との通信は，出願人，特許所有者又はその他の利害関係人が直接に，又は知的所有権に関する連邦行政当局に登録された特許弁護士若しくは他の代理人を通じて行うことができる。

ロシア連邦外に住所を有する個人若しくは外国法人又はそれらの特許弁護士は，知的所有権に関する連邦行政当局に登録された特許弁護士を通じて，知的所有権に関する連邦行政当局との事務を処理する。ロシア連邦の国際条約に基づいて規定されている場合，ロシア連邦の外に永続的に居住する個人又は外国法人は，当該ロシア連邦の国際条約に規定するところにより，自ら出願し，特許料を納付し，かつ，その他の行為を実行することができる。

本法に規定するところにより，出願人，特許所有者又はその他の利害関係人が自ら又は知的所有権に関する連邦行政当局に登録された特許弁護士以外の代理人を通じて知的所有権に関する連邦行政当局との事務を処理する場合は，知的所有権に関する連邦行政当局は，ロシア連邦における宛先を求めることができる。

特許弁護士又はその他の代理人の権限は，出願人，特許所有者又はその他の利害関係人により発出された委任状により証明しなければならない。

永続的にロシア連邦に居住するロシア国民は，特許弁護士として登録することが可能である。特許弁護士に係る他の要件，その登録及び資格の評価に係る手続並びに発明，実用新案又は意匠に関する事務を処理する権限は，ロシア連邦政府が決定する。

(3) 発明，実用新案又は意匠に係る特許の付与に係る出願は，ロシア語で行う。その他の出願書類は，ロシア語又は他の言語で提出することができる。出願書類を他の言語により提出する場合は，出願書類のロシア語の翻訳文を添付しなければならない。

(4) 特許の付与に係る願書には出願人が署名するものとし，かつ，特許弁護士又はその他の代理人を通じて出願する場合は，当該出願人，特許弁護士又はその他の代理人が署名するものとする。

第16条 発明特許に係る出願

(1) 発明特許の付与に関する出願(以下「発明出願」という。)は，単一の発明のみ又は単一の発明概念を包括して構成するように関連した一群の発明に関連するものでなければならない(発明の単一性の要件)。

(2) 発明出願は，次に掲げる事項を包含しなければならない。

- 発明者(又は共同発明者)及び出願人の名称並びにそれらの居所又は事業所を記載した願書
- クレームしている発明を実施するのに十分な開示がなされた明細書
- 発明の本質的特徴を明記し，かつ，明細書により十分に裏付けされているクレーム
- 発明を理解するのに不可欠な場合，図面又はその他の資料
- 要約

発明出願は、所定額の特許料の納付を証明する書類又は特許料の免除、減額若しくは繰延べ納付を証明する書類を伴わなければならない。

発明出願の出願日は、特許付与に係る願書、明細書及び明細書に図面が言及されている場合は図面を包含する出願の知的所有権に関する連邦行政当局による受領の日、又はこれらの書類が同時に一括して提出されなかった場合は、最後の書類の受領の日とする。

(3) 発明出願の書類の要件は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

第 17 条 実用新案特許の付与に係る出願

(1) 実用新案特許の付与に係る出願(以下「実用新案出願」という。)は、単一の実用新案のみ又は単一の一般的創作概念を構成するように関連した一群の実用新案に関するものでなければならない(実用新案の単一性の要件)。

(2) 実用新案出願は、次に掲げる事項を包含しなければならない。

- 考案者(共同考案者)及び出願人の名称並びにそれらの居所又は事業の場所の宛先を記載した特許付与に係る願書
- クレームされている実用新案を実施するのに十分な開示がなされた明細書
- 実用新案の本質的特徴を明記し、かつ、明細書により十分に裏付けられているクレーム
- 要約

実用新案出願は、所定額の特許料の納付を証明する書類又は特許料の免除、減額若しくは繰延べ納付を証明する書類を伴わなければならない。

実用新案出願の出願日は、特許付与に係る願書、明細書及び明細書に図面が言及されている場合は図面を包含する出願の知的所有権に関する連邦行政当局による受領の日、又はこれらの書類が同時に一括して提出されなかった場合は、最後の書類の受領の日とする。

(3) 実用新案出願の書類が満たすべき要件は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

第 18 条 意匠特許の付与に関する出願

(1) 意匠特許の付与に関する出願(以下「意匠出願」という。)は、単一の意匠又は単一の創作概念を構成するように関連した一群の意匠に関連するものでなければならない(意匠の単一性の要件)。

(2) 意匠出願は、次に掲げる事項を包含しなければならない。

- 創作者(共同創作者)及び出願人の名称並びにそれらの居所若しくは事業所を記載した願書
- 外観が十分かつ詳細に認識できる、物品の 1 組の表示
- 意匠の本質を開示するために必要な場合は、物品の外観、人間工学体系及びフローチャートを示す図面
- 意匠の明細書
- 意匠の本質的特徴の一覧

意匠出願は、所定額の特許料の納付を証明する書類、又は特許料の免除、減額若しくは繰延べ納付を証明する書類を伴わなければならない。

意匠出願の出願日は、特許付与に係る願書、物品の 1 組の表示、明細書及び意匠の本質的特徴の一覧を包含する出願の知的所有権に関する連邦行政当局による受領の日、又はこれらの書類が同時に一括して提出されなかった場合は、最後の書類の受領の日とする。

(3) 意匠出願の書類が満たすべき要件は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

第 19 条 発明，実用新案又は意匠の優先権

(1) 発明，実用新案又は意匠の優先権は，知的所有権に関する連邦行政当局への出願日に従って定められる。

(2) 発明，実用新案又は意匠の優先権は，工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国への最初の出願の日に従って定めることができる(条約による優先権)。ただし，発明，実用新案又は意匠に係る出願については上記の日から 12 月以内に，また意匠に係る出願については上記の日から 6 月以内に，知的所有権に関する連邦行政当局に出願することを条件とする。出願人の責めに帰することができない理由により条約による優先権を求める出願が前記期間内に提出されなかった場合は，当該期間は，2 月を超えない期間延長することができる。

実用新案又は意匠の出願に関して条約による優先権を利用することを望む出願人は，出願日から 2 月以内にその旨を知的所有権に関する連邦行政当局に通知し，かつ，知的所有権に関する連邦行政当局への出願日から 3 月以内に，条約による優先権を求めて最初の出願の認証謄本を提出しなければならない。

発明出願に関して条約による優先権を利用することを望む出願人は，工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国における特許庁への最初の出願の出願日から 16 月以内に，その旨を知的所有権に関する連邦行政当局に通知し，かつ，最初の出願の認証謄本を知的所有権に関する連邦行政当局に提出しなければならない。上記期間内に最初の出願の認証謄本を提出しなかった場合は，優先権は，当該期間の満了前に知的所有権に関する連邦行政当局に提出した出願人の請求に基づき，回復することができる。ただし，最初の出願の出願日から 14 月以内に出願人が最初の出願をした特許庁にその請求をし，かつ，出願人が最初の出願の謄本を，その受領から 2 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に提出することを条件とする。最初の出願がロシア語以外の言語で行われた場合は，知的所有権に関する連邦行政当局は，クレームされている発明の特許性の審査を優先権主張の正当性の審査に伴う場合に限り，最初の出願のロシア語翻訳文の提出を出願人に要求することができる。

(3) 優先権は，追加書類を知的所有権に関する連邦行政当局が受領した日を以って決定される。ただし，クレームしている解決の本質を追加事項が変更するものと認められたためにその事項が考慮されない旨の知的所有権に関する連邦行政当局からの通知の出願人による受領の日から 3 月以内に出願人がその追加書類を別出願として提出した場合であって，かつ，別出願の出願日において当該追加事項を包含する出願が取り消されておらず，また，取り消されたものとして認められていないことを条件とする。

(4) 発明，実用新案又は意匠の優先権は，優先権が求められている出願日に対しては，同一の出願人による先の出願であって当該発明，実用新案又は意匠を開示し，かつ，当該優先日を求める出願の出願日において取り消されていない又は取り消されていないとみなされるものの知的所有権に関する連邦行政当局への出願日を以って定めることができる。ただし，当該出願が，発明については先の出願の日から 12 月以内に，また，実用新案又は意匠については先の出願の日から 6 月以内に，提出されることを条件とする。先の出願は，優先権が求められている出願が提出されたとき，取り消されたものと認められる。

優先権は，先の優先権が求められている出願の出願日を以って定めることはできない。

(5) 分割出願に基づく発明，実用新案又は意匠の優先権は，同一の出願人による最初の出願

であって当該発明，実用新案又は意匠を開示するものの知的所有権に関する連邦行政当局への出願日を以って，また，最初の出願に基づいて先の優先権を取得する権利が存在する場合はその優先日を以って決定される。ただし，分割出願の出願日において発明，実用新案又は意匠に関する最初の出願が取り消されておらず，また，取り消されているものと認められてもならず，かつ，分割出願が，最初の出願に基づく特許の付与の拒絶に対する異議申立のために本法に基づいて規定する期間の満了前に，又は最初の出願に基づいて特許が付与された場合は，第 26 条に規定する発明，実用新案若しくは意匠の登録日前に，提出されたことを条件とする。

(6) 発明，実用新案又は意匠の優先権は，(2)，(3)，(4)及び(5)に規定する条件に従い，複数の先の出願又はそれらの追加データに基づいて定めることができる。

(7) 審査手続において，複数の出願人が同一の発明，実用新案又は意匠に係る出願を提出したこと，かつ，これらの出願が同一の優先日を有することが判明した場合は，発明，実用新案又は意匠に関する特許は，出願人間の取決めによりこれらの出願から選択された 1 の出願にのみ付与することができる。これらの出願が同一の出願人により提出された場合は，特許は，当該出願人が選択した出願に付与する。

当該複数の出願人は，通知の受領の日から 12 月以内に，彼等間で結んだ取決めについて通知するものとし，また，当該同一の出願人は，その選択について通知するものとする。これら出願に記載されたすべての創作者は，出願の 1 について特許が付与された場合は，同一の発明，実用新案又は意匠に関する共同創作者とみなされる。知的所有権に関する連邦行政当局が第 21 条(8)に規定する期間延長についての通知又は請求を定められた期間内に出願人から受領しなかった場合は，出願は，取り消されたものとみなされる。

発明の複数の優先日が一致する場合及び同一の出願人の複数の出願に係る同一の実用新案の場合，これらの出願の 1 に対して特許が付与された後は，他の出願に基づく特許の付与は，先の特許の所有者が，同一の発明又は同一の実用新案に関する特許の終了に関する宣言書を知的所有権に関する連邦行政当局に提出した場合にのみ可能である。同一の発明又は同一の実用新案に関する先の特許の効力は，他の出願に対する特許付与の第 25 条に規定する公告の日に終了する。発明又は実用新案出願に対する特許付与に関する公告及び同一の発明又は実用新案に係る先の特許の終了に関する公告は，同時に行う。

第 20 条 発明，実用新案又は意匠の出願書類の補正又は訂正

(1) 出願人は，発明，実用新案若しくは意匠に係る特許の付与又はこの出願に基づく特許の拒絶に関する決定の前に，クレームされている発明，実用新案又は意匠の本質を変更することなしに，発明，実用新案又は意匠に係る出願書類において補正又は説明を行う権利を有する。

追加データが，発明又は実用新案のクレームに含まれるべき特徴であって，出願日において明細書から欠けており，かつ，出願日において出願が発明又は実用新案のクレームを含んでいた場合に発明又は実用新案のクレームから省略されているものを包含するときは，当該追加データは，クレームされている発明，実用新案又は意匠の本質を変更するものである。追加データが，意匠の本質的特徴の一覧に含まれるべき特徴であって，出願日において物品の表示から欠けていたものを包含する場合は，当該追加データは，クレームされている意匠の本質を変更するものである。

(2) 特許付与に係る権利の移転の場合又は出願人の名称の変更の場合の出願人の変更並びに出願書類の明白なかつ事務的な誤りの訂正は、第 26 条に基づく発明、実用新案又は意匠の登録日の前に行うことができる。

(3) 出願書類における変更が出願日から 2 月以内に出願人の発意により行われた場合は、この変更については特許料を課さない。

(4) 出願書類に出願人により行われた変更は、出願日から 12 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に提示された場合は、発明、実用新案又は意匠に係る出願に関する公開において、考慮に入れる。

第 21 条 特許出願の審査

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局は、特許出願を受領したときは、第 16 条(2)に規定する書類の存在及び当該書類の所定条件への適合性を確認するために、方式審査を行う。

(2) 出願人が第 20 条に基づきその出願に関する追加の書類を提出した場合は、その追加書類がクレームされている発明を変更するものか否かを確認する。

クレームされている発明の主題を変更する追加書類は審査の目的では考慮に入れないものとし、かつ、出願人は、追加書類を別出願として提出することができる(出願人はその可能性について通知されるものとする)。

(3) 方式審査が終了したときは、出願人へその事実及び提出日を速やかに通知する。

(4) 出願中に含まれた書類が適切でない場合は、出願人は、その旨の請求書面の受領の日から 2 月以内に、修正された又は欠落している書類を提出するよう求められる。

出願人が、所定の期間内に、当該書類を提出しなかった又は当該期間の延長の請求をしなかった場合は、その出願は取り下げたものとみなされる。知的所有権に関する連邦行政当局は、当該期間をその満了日から 10 月を超えない期間延長することができる。

(5) 出願が発明の単一性の要件を満たさない場合は、出願人は、その旨の通知の日から 2 月以内に、クレームしている発明の何れを審査するべきかを陳述するよう、また、必要な場合、出願書類を訂正するよう求められる。原出願においてクレームしている他の発明を分割出願として提出することができる。出願人が、所定の期間内に、クレームしている発明の何れを審査するべきかを陳述しなかった場合、また、必要な場合において適切な書類を提出しなかった場合は、審査は、クレームにおいて最初に記載されている発明に関してのみ行われる。

(6) 方式審査の結果が望ましいものである出願の詳細は、出願日から 12 月が経過する前に出願を取り下げた若しくは取り下げたとみなされた又は第 26 条に基づく発明の登録の理由となった場合を除き、出願の受領日から 18 月の経過したときに、知的所有権に関する連邦行政当局により公開される。公開される詳細の目録は、知的所有権に関する連邦行政当局により決定される。

出願の詳細の公開後、何人も、出願書類を詳しく知る権利を有する。ただし、詳細の公開日において、出願を取り下げている又は取り下げたとみなされている場合は、この限りでない。公開日において取り下げている又は取り下げたとみなされている出願の詳細が公開された場合は、この詳細は、詳細の公開日から 12 月経過する前に同一の出願人が知的所有権に関する連邦行政当局に提出したその後の出願の手続において先行技術に含めないものとする。出願書類の閲覧を規律する手続は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

出願日から 12 月が経過する前に出願人から請求があった場合は、知的所有権に関する連邦行

政当局は、出願日から 18 月が経過する前に、出願の詳細を公開することができる。

発明者は、公開される出願の詳細中に発明者として記載される権利を放棄することができる。

(7) 方式審査が適正に完了したときは出願人又は第三者からの請求により、特許出願の実体審査を行うものとし、この請求は、出願日から 3 年以内に知的所有権に関する連邦行政当局に提出することができる。知的所有権に関する連邦行政当局は、第三者からの請求の受領について出願人に通知する。

知的所有権に関する連邦行政当局は、実体審査の実施についての請求に係る期間を、出願人からの請求により、2 月を超えない期間延長することができ、請求は所定の特許料の納付を証明する書類を添えて、出願日から 3 年の期間が経過する前に行うものとする。

実体審査の実施についての請求を所定の期間内に提出しなかった場合は、出願は、取り下げたものとみなされる。

特許出願の実体審査には、クレームされている発明に関する先行技術調査及び第 4 条に規定された特許性の要件の審査を含める。

実体審査の開始後 6 月が経過したときは、出願人に調査報告を送付する。ただし、出願において出願日より前の優先権を主張しておらず、かつ、実体審査実施の請求が出願と同時に提出された場合に限る。

知的所有権に関する連邦行政当局は、必要な情報を他の組織の情報源から入手しなければならない場合又はクレームされている発明が情報調査を不可能にするような性質のものである場合は、出願人にその事実を通知して、調査報告を出願人へ送付する期間を延長することができる。

クレームされている発明が第 4 条(2)及び(3)に掲げる主題の範疇に属するときは、これに関する情報調査は実施しないものとし、その事実を実体審査の開始から 6 月以内に出願人に通知する。

情報調査実施及び調査報告の提供の方法は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

(8) 審査のために追加書類(補正されたクレームを含む。)が不可欠である場合は、審査中にかかる書類を提出するよう出願人に要求することができる。審査官により要求された追加書類は、出願人がその要求を受領した後 2 月以内に、又は出願人が審査官の要求書を受領した日から 1 月以内に拒絶理由通知に引用された書類の写しを請求した場合のその写しの受領後 2 月以内に、提出しなければならない。出願人が所定の期間内に審査官により要求された追加書類又は当該期間の延長を求める請求書を提出しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。知的所有権に関する連邦行政当局は、出願人による追加書類の提出について定められた期間を当該期間が満了した日から 10 月を超えない期間延長することができ、また、この所定の期間を遵守することができないことについて適切な事由が提示された場合は、知的所有権に関する連邦行政当局は、当該期間をその満了から 10 月を超える期間延長することができる。

実体審査の結果、クレームにおいて出願人が定義するとおりクレームされている発明が特許性の規準を満たす場合は、知的所有権に関する連邦行政当局は、当該クレームに相応し、かつ、優先日を含む発明について、特許付与の決定をしなければならない。

特許出願に関する実体審査において、クレーム中で出願人が定義するとおりクレームされている発明が特許性の規準に合致しないことが判明した場合は、特許の付与は拒絶しなければならない。

決定の前に、クレームされている発明の特許性の審査の結果についての通知書及び記載された理由に関して見解を述べるよう求める書面を送付するものとする。出願人の反論は、実体審査の結果について決定を行う際に考慮に入れる。ただし、この反論が当該通知書の送付の日から6月以内に提示されることを条件とする。

(9) 出願人が特許の付与を拒絶する決定、特許を付与する決定又は出願を取り下げられたものとみなす決定に異議を申し立てることを希望する場合は、決定から6月以内に、又は、出願人が特許出願に関する決定の出願人による受領の日から2月以内に異議申立書に引用されかつ特許の付与を拒絶する決定において言及されている書類の写しを送付するよう知的所有権に関する連邦行政当局に請求した場合は、当該写しの受領日から6月以内に、知的所有権に関する連邦行政当局の特許紛争部(以下「特許紛争部」という。)に異議を申し立てることができる。

異議申立手続(提出及び処理)は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

特許紛争部の決定は、知的所有権に関する連邦当局の長による承認を得なければならず、その承認の日に効力を生じる。決定は、裁判所において争うことができる。

(10) 出願の予備審査が望ましい結果の場合は、出願人又は第三者は、クレームされている発明が新規性及び進歩性の規準を満たしているか否かを確認するために先行技術調査を当該出願に関して行うべき旨を請求することができる。当該調査を行い、かつ、調査結果を伝達するための手続及び方法は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

(11) 出願人は、審査官の要求書において引用されたすべての資料、審査の結果又は調査報告を知る権利を有する。知的所有権に関する連邦行政当局は、出願人により請求された特許書類の写しをその請求の受領日から1月以内に提供しなければならない。

(12) 出願人が審査官の要求による書類若しくは追加書類若しくは実体に関する審査の実施を求める請求書の提出に係る期間又は特許紛争部への異議申立に係る期間を遵守しなかった場合は、知的所有権に関する連邦行政当局は、出願人が遅滞に係る適切な理由を挙げ、かつ、所定の手数料の納付の証拠を提示することを条件として、当該期間を回復することができる。かかる回復の請求は、当該期間が満了してから12月以内に出願人が行わなければならない。当該請求書は、知的所有権に関する連邦行政当局が要求した書類若しくは追加書類、これらの書類の提出に係る期間の延長請求書若しくは実体に関する審査の実施を求める請求書と同時に、又は特許紛争部への異議申立書の提出と同時に同当局に提出しなければならない。

第22条 仮の法的保護

(1) 出願の詳細の公開日から特許付与の詳細の公告日までの期間中、クレームされている発明は、公開されたクレームの範囲内で仮の法的保護を享受するが、この範囲は、特許付与に関する決定に包含されるクレームにより定義された範囲より広くてはならない。(2003年2月7日連邦法第22-FZ号)

(2) 特許出願が取り下げられた若しくは取り下げられたとみなされている場合、又は特許出願に関して特許付与を拒絶する決定が下され、かつ、本法に規定されるところによりこれに異議申立を行う可能性が消滅した場合は、仮保護は生じなかったものとみなされる。

(3) (1)に規定された期間中にクレームされている発明を実施する自然人又は法人は、特許の付与後当事者間の取決めにより定める額の補償金を特許所有者に支払わなければならない。

(4) (3)の規定は、発明、実用新案又は意匠を実施する自然人又は法人が出願についての出願

人による通知を受領した日から当該発明，実用新案又は意匠に適用される。ただし，発明については当該日が出願の詳細の公開より前であること，また，実用新案及び意匠については当該日が特許付与の詳細の公告より前であることを条件とする。

第 23 条 実用新案出願の審査

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局に提出された実用新案に係る出願に関して行われる審査においては，第 17 条(2)に基づいて要求されるすべての必要書類が提出されており，かつ，適切であること，実用新案の単一性の要件が遵守されていること，及び主張されている解決が実用新案として保護を受けることができるものであることを確認する。第 5 条(1)により要求される特許性審査はない。実用新案出願の審査の実施には，第 21 条(2)，(4)，(5)，(9)，(11)及び(12)の該当する規定が適用される。

(2) 審査において，実用新案に係る出願が実用新案として保護を受けることができる技術的解決に関して提出されており，かつ，出願書類が適切であることが判明した場合は，出願日及び優先日を伴う特許を付与する決定を下す。出願時に明細書の一部でなかった特徴を出願におけるクレームが包含する場合があるが，実用新案に係る出願が，出願時にかかるクレームを包含していたときは，出願人は，かかる特徴をクレームから除外するよう要求される。審査において，実用新案に係る出願が実用新案として保護を受けることができない主題に関して提出されたことが判明した場合は，実用新案に関する特許の付与を拒絶する決定を下す。

(3) 出願人又は第三者は，クレームされている実用新案に関する先行技術調査の実施を請求することができ，かつ，その結果は，特許性審査に用いられる。先行技術調査の実施及びその結果の伝達のための手続は，知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

(4) 実用新案出願の審査において，その主題が公的な秘密を構成することが判明した場合は，出願書類は，公的秘​​密に関する法令に規定される方法で機密扱いにする。出願人には，当該出願を取り下げる可能性又は当該出願を秘密発明に変更する可能性について通知する。出願人から適切な申立を受領し，又は当該出願の機密扱いを解除するまでは，審査を停止する。

第 24 条 意匠出願の審査

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局に提出された意匠に係る出願に関して行われる方式審査においては，第 18 条(2)に基づいて要求されるすべての必要書類が提出されており，かつ，整っていることを確認する。方式審査の結果が望ましいものである場合は，第 6 条により要求される特許性審査を含む実体審査を行う。

(2) 意匠出願の方式審査の実施については，第 21 条(2)，(3)，(4)，(5)，(8)，(9)，(11)及び(12)の該当する規定が適用される。

第 25 条 特許付与についての情報の公告

知的所有権に関する連邦行政当局は，創作者が創作者として引用される権利を放棄しなかった場合の創作者の名称，特許所有者の名称，発明若しくは実用新案の名称及びクレーム又は意匠の本質的特徴及びその図表示も含めて特許付与についての情報を公報において公告する。公告される情報の完全な一覧は，知的所有権に関する連邦行政当局が定める。特許付与，実用新案又は意匠についての情報の公告後は，何人も，出願書類及び調査報告について詳しく知る権利を有する。このような詳しく知るための手続は，知的所有権に関する連邦行政当局

が定める。

第 26 条 発明，実用新案及び意匠の登録，特許の付与

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局は，発明をロシア連邦公式発明登録簿に登録し，実用新案をロシア連邦公式実用新案登録簿に登録し，意匠をロシア連邦公式意匠登録簿に登録し（以下「登録簿」という。），かつ，発明，実用新案又は意匠に係る特許を付与する。

複数の者が保護を求めている場合も，1の特許のみを付与するものとする。

特許，実用新案又は意匠の登録及び付与については，手数料を納付しなければならない。

定められた手続に則って当該手数料の納付を証明する書類を提出しない場合は，特許の登録及び付与は拒絶され，かつ，相応する出願は取り下げられたものとみなされる。

(2) 特許証の割付け及びその中に含まれる詳細の一覧は，知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

(3) 知的所有権に関する連邦行政当局は，発明，実用新案若しくは意匠について付与された特許証及び／又は相応する登録簿における明白なかつ事務的な誤りを訂正する。

(4) 知的所有権に関する連邦行政当局は，登録簿中の記録事項の変更についての情報を公報に公告する。

第 27 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の付与に係る出願の取下

出願人は，発明，実用新案又は意匠に係る特許の付与に係る出願を，当該発明，実用新案又は意匠を相応する登録簿へ記録する日以前に取り下げる権利を有する。

第 28 条 出願の変更

出願人は，発明出願の詳細の公開前であってかつ当該発明に係る特許を付与する決定の日以前に，その旨の請求をすることにより，当該出願を実用新案出願に変更することができる。

ただし，第 13 条(3)に規定する宣言書が出願に添付されている場合を除く。実用新案出願の発明出願への変更は，特許を付与する決定の日よりも前には可能であり，また，特許の付与を拒絶する決定の場合は，本法に規定するこの決定を争う可能性が消滅する前には可能である。

変更された出願は，当該発明又は実用新案の優先日及び出願日を有する。

第VI章 特許の消滅及び更新

第29条 特許，実用新案又は意匠の無効

(1) 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，次に掲げる場合に，その有効期間中いつでも，その一部又は全部を無効にすることができる。

- 1) 特許を受けた発明，実用新案又は意匠が本法に規定する特許性の条件を満たさない場合
- 2) 特許を付与する決定において言及された発明若しくは実用新案のクレーム又は意匠の本質的特徴の一覧又は図表示が，出願日において発明若しくは実用新案若しくは意匠の明細書又は発明若しくは実用新案のクレームの一部又は意匠の本質的特徴の一覧の一部又は図表示の一部でなかった特徴を含む場合。ただし，出願が出願日においてクレーム又は本質的特徴の一覧又は物品の図表示を含んでいた場合に限り。
- 3) 第19条(7)に違反して，同一の優先日を有する同一の発明，実用新案又は意匠について複数の出願があったときに特許が付与された場合
- 4) 本法に基づく創作者若しくは特許所有者でない者の名義で，又は本法に基づく創作者若しくは特許所有者の名称を引用することなく，特許が付与された場合

(2) (1)1)から3)までに記載する理由に基づく異議申立は，特許紛争部へ提起する。

特許の付与に対する特許紛争部への異議申立手続及び異議処理手続は，知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

特許紛争部の決定は，知的所有権に関する連邦行政当局の長による承認を得なければならず，かつ，その承認の日に効力を生じる。決定は，裁判所で争うことができる。

(3) 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，(2)に従って行われた異議申立に関して下された決定又は(1)4)に掲げる理由に関して下された決定を含む有効な裁判所の決定を根拠として，一部又は全部が無効とされる。

その全部又は一部が無効と宣言された発明，実用新案又は意匠に係る特許は，取り消される。当該特許が一部無効とみなされた場合は，新たな特許が付与される。

第30条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の早期終了

発明，実用新案又は意匠に係る特許の有効性は，次に掲げる場合に早期に終了する。

- 特許所有者が知的所有権に関する連邦行政当局に行った申請を根拠とする場合 - 当該申請の日から。特許が一群の発明，実用新案又は意匠に付与され，かつ，その群全体について特許所有者が申請した場合は，当該特許は，当該申請に引用されている発明，実用新案又は意匠に関してのみ無効とされる。

- 発明，実用新案又は意匠に関して維持手数料が期限内に納付されなかった場合 - 維持手数料の納付のための所定の期間の満了の日から。

第30-1条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の回復，付与後実施の権利

(1) 維持手数料の不納により無効にされた発明，実用新案又は意匠に係る特許は，発明，実用新案又は意匠に係る特許を所有していた者の請求により，回復することができる。この請求書は，当該手数料の納付のための所定の期間の満了から3年以内，かつ，本法に規定する特許の存続期間の満了前に知的所有権に関する連邦行政当局に提出しなければならない。回復手数料納付の証拠書類は，請求書に添付する。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局は、発明、実用新案又は意匠に係る特許の回復についての情報を同当局の公報に公告する。

(3) 発明、実用新案又は意匠に係る特許が無効になったとき及び当該特許の回復についての情報が知的所有権に関する連邦行政当局の公報において公告される日の間の期間に特許を受けた発明、実用新案又は意匠の実施を開始した者又は当該期間にかかる実施のために必要な準備を行った者は、かかる実施の範囲を拡大することなく、その後も自由に実施する権利を保持する(付与後実施の権利)。

第 VI-1 章 秘密発明の保護

第 30-2 条 秘密発明に係る特許の付与に関する出願の提出及び処理

(1) 「特に重要」又は「最高機密」に区分された秘密発明並びに「秘」に区分された軍備、軍需物資、諜報、防諜及び作戦・調査活動の分野での秘密発明に係る特許の付与に係る出願は、それぞれの主題に応じて、ロシア連邦政府により権限を与えられた連邦機関(以下「授権機関」という。)に行う。秘密発明に係る特許の付与に関するその他の出願は、知的所有権に関する連邦行政当局に行う。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局が出願に公的秘密が含まれると認めた場合は、その出願は、公的秘密に関する法令により定められた手続に従って区分され、かつ、この後からは、秘密発明に係る特許の付与に関する出願であるとみなされる。

外国人により行われた出願の秘密区分は認められない。

(3) 秘密発明に係る特許に係る出願(以下「秘密発明に係る出願」という。)の処理には、第 21 条の規定が適用される。かかる出願については、第 21 条(6)により要求される詳細の公開は行われぬ。

発明、実用新案又は意匠に関して授権機関が行った決定に対する異議申立書は、当該機関が定めた手続に従って処理される。異議申立書に関して行われた決定は、裁判所において争うことができる。

(4) 秘密発明の新規性の判断においては、先行技術には、ロシア連邦において特許を受けた秘密発明及びソビエト連邦の証明書が付与された秘密発明が、これらが先の優先日を有することを条件として、含まれる。ただし、これらの秘密区分格付けが新規性の判断が行われている発明の秘密区分格付けより高くないことを条件とする。

(5) 発明に係る出願の実用新案に係る出願への変更に関する第 28 条の規定は、秘密発明に係る出願には適用されない。

(6) 秘密発明に係る出願、その処理及び扱いにおいては、公的秘密に関する法令を遵守しなければならない。

第 30-3 条 秘密発明に係る特許の登録及び付与、秘密発明についての情報

(1) 秘密発明のロシア連邦公式発明登録簿への登録及び秘密発明に係る特許の付与は、知的所有権に関する連邦行政当局が行い、又は、ある授権機関により秘密発明に係る特許の付与について決定する場合は、当該機関が行う。

秘密発明を登録し、かつ、当該発明に係る特許を付与した授権機関は、知的所有権に関する連邦行政当局にその旨を通知する。

知的所有権に関する連邦行政当局又は当該授権機関は、これらが付与した秘密発明に係る特許証又は登録簿中の明白なかつ事務的な誤りを訂正する。

(2) 秘密発明に係る出願及び特許又は登録簿における秘密発明に関する変更についての情報は、公告してはならない。かかる特許についての情報の如何なる開示も、公的秘密に関する法令に従わなければならない。

第 30-4 条 発明の秘密区分格付けの変更及び秘密区分解除

(1) 発明の秘密区分格付けの変更及び秘密区分解除、並びに秘密発明に係る出願書類及び特

許証における変更並びにこれらからの秘密区分証印の除去は、公的秘密に関する法令により定められた手続に従って行う。

(2) 発明の秘密区分格付けを引き上げることが必要になった場合は、知的所有権に関する連邦行政当局は、出願書類を主題に応じて適切な授権機関に引き渡す。出願のその後の処理であって、それに関する手続が秘密区分格付けの引上げの時までに知的所有権に関する連邦行政当局により完了されなかったものは、当該授権機関が行うものとする。発明の秘密区分格付けを引き下げることが必要になった場合は、秘密発明に係る出願のその後の処理は、当該出願を処理したのと同じ、授権機関が行うものとする。

(3) 発明の秘密区分を解除することが必要になった場合は、授権機関は、秘密区分を解除した出願書類を知的所有権に関する連邦行政当局に引き渡す。出願のその後の処理であって、それに関する手続が秘密区分解除の時までに授権機関により完了されなかったものは、知的所有権に関する連邦行政当局が行うものとする。

第 30-5 条 秘密発明に係る特許の無効

秘密発明に係る特許の授権機関による付与に対する第 29 条(1)1)から 3)までに規定する理由に基づく異議申立は、当該授権機関に提起するものとし、かつ、当該機関の手続に従って処理される。異議申立に関する授権機関の決定は当該機関の長による承認を得なければならない、かつ、その承認の日に効力を生じる。決定は、裁判所において争うことができる。

第 30-6 条 秘密発明の排他的権利

(1) 特許を受けた秘密発明の実施、秘密発明の排他的権利の移転(特許の譲渡)及び発明を実施する権利の他人への付与は、公的秘密に関する法令に従わなければならない。

(2) 特許を受けた秘密発明の実施に係るライセンス取決めは、秘密発明について特許証を発行した機関若しくはその承継機関、又は、承継機関が存在しない場合は、知的所有権に関する連邦行政当局に登録する。この登録が行われない場合は、ライセンス取決めは無効である。

(3) それぞれ第 13 条(2)及び(3)に規定するオープンライセンス及び発明の排他的権利の移転(特許の譲渡)についての宣言書は、秘密発明に関しては提出することができない。秘密発明に関して提出された宣言書は、前記両項に規定する法的効力を有さない。

(4) 秘密発明に関しては、第 10 条(3)及び(4)に規定する強制ライセンスは付与されない。

(5) 特許を受けた秘密発明の特許の存在を知らなかった及び合理的に知り得なかった者による当該秘密発明の実施は、第 11 条に規定する行為を除いて、当該秘密発明の特許所有者の権利の侵害とはみなされない。

発明の秘密区分の解除の後又は特許所有者による上記の者に対して発明に係る特許の存在について通知した後は、上記の者は、先使用の権利が存在しない限り、特許を受けた発明の実施を中止し、又は特許所有者とライセンス契約を結ばなければならない。

第 VII 章 特許所有者及び発明者の権利の保護

第 31 条 訴訟手続における紛争の解決

裁判所の管轄権は、次の事項に関する紛争に及ぶ。

- 発明，実用新案又は意匠の創作者
- 特許所有者の特定
- 発明，実用新案又は意匠の排他的権利の侵害
- 排他的権利の移転(特許譲渡)に関する取決め並びに発明，実用新案及び意匠に係るライセンスの契約及び履行
- 先使用の権利
- 消滅後の使用の権利
- 本法に基づく実用新案又は意匠の発明者又は創作者に対する報酬の支払の額，期限及び方法
- 本法に規定する補償の支払の額，期限及び方法
- 特許に基づく権利の保護に関するその他の紛争

第 32 条 本法違反に係る責任

本法違反は、ロシア連邦の法令に基づいて、民事法上、行政上又は刑事法上の責任を伴う。

第 VIII 章 最終条項

第 33 条 特許料

特許に関連する如何なる法的行為の実行も、特許料納付の対象となる。料金を納付すべき行為、料金の額、料金納付の期限及び方法並びに料金免除、減額又は還付の理由の一覧は、ロシア連邦政府が定める。

第 34 条 発明、実用新案及び意匠の創作及び実施の国による推進

国は、発明、実用新案及び意匠の創作及び実施を推進し、かつ、これらを実施する発明者及び企業に、ロシア連邦の法令に基づく租税優遇措置、有利な信用条件及びその他の恩典を与えるものとする。

第 35 条 発明又は実用新案に対する外国における特許付与

(1) ロシア連邦において創作された発明又は実用新案に係る出願は、知的所有権に関する連邦行政当局への相応する出願から 6 月が経過したときは、当該期間内に出願人が出願に国の秘密が含まれていることを通知されない限り、外国において又は国際機関に行うことができる。発明又は実用新案に係る出願は、上記期限の前、ただし出願人の請求による出願が公的秘密を含むか否かを判断する目的での審査の実施の後に、行うことができる。出願が公的秘密を含むか否かを判断する目的での審査を行う手続は、ロシア連邦政府が定める。

(2) ロシア連邦において創作された発明又は実用新案に対する特許協力条約又はユーラシア特許条約に基づく特許付与は、先に相応する出願が知的所有権に関する連邦行政当局に行われていなくても認められる。ただし、特許協力条約に基づく出願(国際出願)が受理特許庁としての知的所有権に関する連邦行政当局に行われ、かつ、出願人が特許取得を意図する国としてロシア連邦が指定されていること、及びユーラシア出願が知的所有権に関する連邦行政当局の仲介を経て行われていることを条件とする。

第 36 条 外国人及び外国法人の権利

外国の自然人及び法人は、ロシア連邦が加盟している国際条約に基づき、又は相互主義に基づき、本法に規定する権利をロシア連邦の自然人及び法人と同等に享受することができる。

第 37 条 国際条約

ロシア連邦が加盟している国際条約が本法において規定するのと異なる規定を含む場合は、国際条約の規定が優先する。

第 37-1 条 本法により管理される出願の効力を有する国際及びユーラシア出願

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局は、特許協力条約に基づいて行われた発明又は実用新案に係る国際出願であって出願人が当該発明又は実用新案に係る特許を取得することを意図する国としてロシア連邦を指定するものの処理を、当該国際出願において主張されている優先日から 31 月が満了する前に、又はこの満了の前の出願人の請求により、開始する。ただし、国際出願がロシア語で提出されたこと、又は出願人が異なる言語で行われた国際出願の一部を構成する発明若しくは実用新案に係る特許の付与に関する願書のロシア語翻訳文をこの満

了の前に知的所有権に関する連邦行政当局に提出したことを条件とする。

国際出願の一部を構成する発明又は実用新案に係る特許の付与に関する申請書のロシア語翻訳文の知的所有権に関する連邦行政当局への提出に代えて、本法に規定する特許付与に係る申請書を提出することができる。

前記書類を所定の期間内に提出しなかった場合は、特許協力条約に基づくロシア連邦に関する国際出願の効力は消滅する。

第 20 条(3)に規定する出願書類に変更を施すための期間は、知的所有権に関する連邦行政当局が本法に従って国際出願の処理を開始した日に開始する。

(2) ユーラシア特許条約に従って本法における発明に係る出願の効力を有する発明に係るユーラシア出願の処理は、知的所有権に関する連邦行政当局がユーラシア特許庁からユーラシア出願の認証謄本を受領した日に開始される。第 20 条(3)に規定する出願書類に変更を施すための期間は、同じ日に開始する。

(3) 特許協力条約に基づく世界知的所有権機関の国際事務局による国際出願のロシア語での公開又はユーラシア特許条約に基づくユーラシア特許庁によるユーラシア出願の公開は、第 21 条(6)に規定する出願の詳細の公開の代わりとする。

第 37-2 条 同一の発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦の特許

同一の優先日を有する同一の複数の発明又は同一の発明及び実用新案に係るユーラシア特許とロシア連邦の特許とが異なる特許所有者に属する場合は、かかる発明又は発明及び実用新案は、すべての特許所有者の権利が守られることを条件としてのみ、実施することができる。

同一の優先日を有する同一の複数の発明又は同一の発明及び実用新案に係るユーラシア特許とロシア連邦の特許とが同一の者に属する場合は、当該人は、これらの特許に基づいて結ばれるライセンス取決めに従ってかかる発明又は発明及び実用新案を実施する権利を何人にも付与することができる。